

年金手帳

平成9年1月(基礎年金番号導入)以降の年金手帳

社会保険庁

〈表紙〉

○国民年金の加入者（被保険者）

- ・第1号被保険者 20歳以上60歳未満の自営業者・農林漁業従事者・自由業・無職などの人とその配偶者及び学生
- ・第2号被保険者 会社員・公務員などの厚生年金保険、共済年金の加入者
- ・第3号被保険者 20歳以上60歳未満の第2号被保険者に扶養されている配偶者
- ・任意加入被保険者 60歳以上65歳未満の希望する者、20歳以上65歳未満の在外邦人、65歳に達しても年金受給権が確保できない人は70歳まで

年金手帳

●国民年金の第1号被保険者及び任意加入被保険者の方は、保険料を納める義務があります。保険料を認めないと、将来、受け取る年金額が少なくなったり、年金を受け取れない場合があります。